

政令

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年二月十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二十九号

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の五第一項、公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第二百七十二条、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第九十九号）第五条の第二項、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十七条第一項、公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八十八号）第二十六条第一項、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十二條の六第四項及び第二十二條の六の二第四項、地方独立行政法人法（平成十五年法律第五十一号）第四百七十九條の三第七項、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第六十一号）第六十七條並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九條第一項（同法第六十一條、第六十六條第一項及び第八十三條第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。
第三十三條第二項中「その」を「、その」に、「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印する」を「並びにその氏名又は名称及び住所を記載する」に改める。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第二条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。
第十五條及び第二十三條の十一中「第四條第二項及び」を削る。
第二百九條の八第一項中「及び第三項」を削り、「及び」を「及び」に改める。

（住居表示に関する法律施行令の一部改正）

第三条 住居表示に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。
第二条第一項中「署名し印を押した」を「署名した」に改める。
第三条中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第四条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。
第二十六條中「署名し、又は記名押印した」を「署名した」に改める。

（公害紛争処理法施行令の一部改正）

第五条 公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「記載し、申請人、前条第一項の代表者又は代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第一号中「当事者」を「申請人」に改め、同項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 当事者の一方が申請人である場合には、相手方の氏名又は名称及び住所

第五条第二項中「第七号」を「第八号」に、「同条第一項第四号」を「同条第一項第五号」に改める。

（政治資金規正法施行令の一部改正）

第六条 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。
第二十三條第一項中「ときは、」の下に「総務省令で定めるところにより、」を加え、「記載し、かつ、署名し、又は記名押印した」を「記載した」に改め、同項第三号中「住所」を「氏名又は名称及び住所」に改める。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第七条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。
第二十八條第一項中「その」を「、その」に、「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければ」を「並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければ」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第八条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。
第七條及び第二十六條中「第四條第二項及び」を削る。

（行政不服審査法施行令の一部改正）

第九条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項及び第三項中「次條第三項」を「次條第二項」に改める。
第四條中第二項を削り、第三項を第二項とする。
第十八條中「第三項並びに」を削る。

第二十六條第二項中「及び第三項」を削り、「これらの規定」を「第四條第二項」に改める。
別表第二第四條第二項の項を削り、同表第四條第三項の項中「第四條第三項」を「第四條第二項」に改める。
別表第三第四條第二項及び第三項の項中「及び第三項」を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四條の規定は、令和三年四月一日から施行する。

総務大臣 武田 良太
内閣総理大臣 菅 義偉

御名 御璽

令和三年二月十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三十号

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第一条 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。
第二十二條の表第八百四十九條第三項第一号の項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第八百四十九條の二第一号

監査役設置会社

監査権限定組合以外の組合